

目次

第1章	総則(第1条—第6条)
第2章	景観計画等(第7条—第9条)
第3章	行為の届出等(第10条—第14条)
第4章	大規模建築物等の新築等(第15条・第16条)
第5章	景観重要建造物等及び景観形成建築物等(第17条—第23条)
第6章	景観協定(第24条—第27条)
第7章	表彰、助成等(第28条・第29条)
第8章	景観審議会(第30条—第37条)
第9章	雑則(第38条・第39条)
附則	
第1章	総則

(目的)

第1条 この条例は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)に基づき、良好な景観の形成に必要な基本的事項を定め、これを総合的に推進することにより、自然と地域と人がつながる水郷日田の景観まちづくりを進め、市民の生活と文化の向上に資するとともに市民が愛着と誇りを持つ快適な環境の形成を図ることを目的とする。

(平24条例20・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観の形成 市、市民及び事業者が協働して、良好な景観をまもり、そだて、つくることをいう。
 - (2) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。
 - (3) 工作物 建築物以外のもので規則で定めるものをいう。
 - (4) 広告物 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物及びこれを掲出する物件をいう。
- (平24条例20・一部改正)

(市長の責務)

第3条 市長は、景観の形成を図るため、総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。

(平24条例20・一部改正)

(市民及び事業者の責務)

第4条 市民は、自らが景観の形成の主体であることを認識し、個性と創意を発揮し、相互に協力して積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動の実施に当たっては、本市の地域特性に配慮するとともに、積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。

3 市民及び事業者は、市長が実施する景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(平24条例20・一部改正)

(先導的役割)

第5条 市長は、道路、河川、公園その他の公共施設の整備を行うに当たっては、景観の形成に先導的役割を果たすよう努めるものとする。

(平24条例20・一部改正)

(市民意識の高揚等)

第6条 市長は、景観の形成に関する市民の意識を高め、知識の普及を図るために必要な措置を講じるものとする。

(平24条例20・一部改正)

第2章 景観計画等

(平24条例20・章名改称)

(景観計画)

第7条 市長は、景観の形成を総合的かつ計画的に進めるため、法第8条第1項に規定する良好な景観の形成に関する計画(以下「景観計画」という。)を定めるものとする。

2 景観計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 景観計画区域

(2) 良好な景観の形成に関する方針

(3) 行為の制限に関する事項

(4) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

(5) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、景観計画を定めようとするときは、法第9条に規定する手続を行うほか、あらかじめ、日田市景観審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、景観計画を定めたときは、これを告示しなければならない。

5 前2項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(平24条例20・一部改正)

(景観形成重点地区の指定)

第8条 市長は、前条第2項第1号の景観計画区域のうち、重点的に景観の形成を図る必要があると認める地区を景観形成重点地区として指定することができる。

2 市長は、景観形成重点地区を指定しようとするときは、日田市景観審議会の意見を聴かなければならない。

- 3 市長は、景観形成重点地区を指定しようとするときは、その旨を公告し、その案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供さなければならない。
- 4 前項の規定による公告があったときは、当該地区の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日まで、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。
- 5 市長は、前項の規定により意見書が提出された場合には、その要旨を日田市景観審議会に提出しなければならない。
- 6 市長は、景観形成重点地区を指定したときは、これを告示しなければならない。
- 7 前5項の規定は、景観形成重点地区の変更について準用する。
(平24条例20・一部改正)

(景観形成基準)

- 第9条 市長は、前条第1項の規定により景観形成重点地区を指定したときは、地区ごとに景観形成基準を定めるものとする。
- 2 景観形成基準には、次に掲げる事項のうち必要なものについて定めるものとする。
 - (1) 建築物の規模、壁面の位置、色彩及び形態
 - (2) 工作物及び広告物の規模、位置、色彩及び形態
 - (3) 土地の形質
 - (4) 木竹の態様
 - (5) その他市長が必要と認める事項
 - 3 前条第2項から第6項までの規定は、景観形成基準を定め、又は変更する場合について準用する。
(平24条例20・一部改正)

第3章 行為の届出等

(平24条例20・章名追加)

(届出を要する行為等)

- 第10条 景観計画区域内(景観形成重点地区を含む。)において法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、景観形成重点地区において、法第16条第1項第4号に規定する届出を要する行為は、次に掲げるものとする。
 - (1) 土石の採取、鉱物の掘採、宅地の造成その他の土地の形質の変更
 - (2) 本竹の伐採又は植栽
 - (3) 屋外における物件の集積、堆積又は貯蔵
 - (4) その他市長が必要と認める行為で規則に定めるもの
(平24条例20・一部改正)

(景観形成基準の遵守)

第11条 景観形成重点地区において前条のいずれかに該当する行為をしようとする者は、その行為が当該地区に係る景観形成基準に適合するよう努めなければならない。

(平24条例20・一部改正)

(届出の適用除外等)

第12条 第10条に規定する届出について、次に掲げる行為には、適用しない。ただし、第3号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その内容を市長に通知しなければならない。

- (1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則に定めるもの
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (3) 国又は地方公共団体等が行う行為
- (4) 景観形成重点地区が指定され、又はその区域が拡張された際、既に着手している行為

2 景観計画区域内において、法第16条第7項第11号に規定する届出を要しない行為は、別表第1及び別表第2の左欄に掲げる区分に並び、それぞれの表の右欄に掲げる規模等のいずれにも該当しないものとする。

(平24条例20・追加)

(特定届出対象行為)

第13条 法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第16条第1項第1号に定める建築物の建築等
 - (2) 法第16条第1項第2号に定める工作物の建設等
- (平24条例20・追加)

(催告又は命令)

第14条 市長は、法第16条第3項又は法第17条第1項若しくは第5項の規定に基づき、これらの規定による催告又は命令をすることができる。

2 市長は、前項の規定により催告し、又は命令する場合において必要があると認めるときは、日田市景観審議会の意見を聴くものとする。

(平24条例20・旧第12条繰下・一部改正)

第4章 大規模建築物等の新築等

(大規模建築物等景観形成指針)

第15条 市長は、景観計画に基づき、景観の形成に大きな影響を与えるものとして大規模な建築物、工作物及び広告物(別表第1の左欄に掲げる区分に並び、それぞれ同表の右欄に掲げる規模等に該当するもの。以下「大規模建築物等」という。)の新築、増築、改築、大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の色彩の変更(以下「大規模建築物等の新築等」という。)に係る景観の形成のための指針(以下「大規模建築等景観形成指針」という。)を定めるものとする。

2 市長は、大規模建築物等景観形成指針を定めようとするときは、あらかじめ、日田市景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、大規模建築物等景観形成指針を定めるときは、これを告示しなければならない

い。

(平24条例20・旧第13条繰下・一部改正)

(大規模建築物等景観形成指針の遵守)

第16条 景観計画区域(景観形成重点地区を除く。)において、大規模建築物等の新築等を行おうとする者は、当該行為が大規模建築物等景観形成指針に適合するよう努めなければならぬ。

(平24条例20・旧第15条繰下・一部改正)

第5章 景観重要建造物等及び景観形成建築物等

(平24条例20・章名改称)

(景観重要建造物又は景観重要樹木の指定)

第17条 市長は、法第19条第1項に規定する景観重要建造物又は法第28条第1項に規定する景観重要樹木(「以下「景観重要建造物等」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ、その所有者(権原に基づく占有者又は管理者がある場合は、それらの者を含む。以下「所有者等」という。)の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、景観重要建造物等を指定し、又は指定を解除しようとするときは、あらかじめ、日田市景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、景観重要建造物等を指定し、又は指定を解除したときは、その旨を告示するとともに、規則で定めるところにより、その所有者等に通知しなければならない。
- 4 市長は、景観重要建造物等を指定したときは、規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

(平24条例20・追加)

(景観重要建造物等の現状変更)

第18条 法第22条第1項又は法第31条第1項の規定に基づき、現状変更の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(平24条例20・追加)

(景観形成建築物又は景観形成樹木の指定)

第19条 市長は、第17条の規定により景観重要建造物に指定されていない建築物であつて、周囲の環境と一体をなして景観の形成に重要な役割を果たしている建築物、工作物及び広告物(以下「建築物」という。)並びにこれらと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を景観形成建築物として指定することができる。

2 市長は、第17条の規定により景観重要樹木に指定されていない樹木であつて、周囲の環境と一体をなして景観の形成に重要な役割を果たしていると認める樹木を景観形成樹木として指定することができる。

3 市長は、景観形成建築物又は景観形成樹木(以下「景観形成建築物等」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ、日田市景観審議会の意見を聴くとともに、その所有者等の同意を得なければならない。

4 市長は、景観形成建築物等を指定したときは、その旨を告示するとともに、規則で定めるところにより、その所有者等に通知しなければならない。

(平24条例20・旧第17条繰下・一部改正)

(景観形成建築物等に係る現状変更行為の届出)

第20条 景観形成建築物の増築、改築、移転、除却、修繕、模様替え若しくは外観の色彩の変更又は景観形成樹木の伐採若しくは移植をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為若しくは軽易な行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為で、景観の形成に支障を及ぼすおそれがないものについては、この限りでない。

(平24条例20・旧第18条繰下・一部改正)

(景観形成建築物等に係る助言又は指導)

第21条 市長は、前条の規定による届出があつた場合において、景観の形成を図るため必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、必要な措置を講じるよう助言し、又は指導することができる。

2 市長は、景観形成建築物等が損傷している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者等に対して、その修繕について必要な助言又は指導をすることができる。

(平24条例20・旧第19条繰下・一部改正)

(景観形成建築物等に係る所有者等の変更の届出)

第22条 景観形成建築物等の所有者等に変更があつたときは、所有者等となつた者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(平24条例20・旧第20条繰下・一部改正)

(景観形成建築物等に係る指定の解除)

第23条 市長は、景観形成建築物等がその価値を失つたときその他特別の理由があると認めるときは、あらかじめ、日田市景観審議会の意見を聴いてその指定を解除することができる。

2 景観形成建築物等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該景観形成建築物等の指定は解除されたものとする。

(1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)その他法令の規定により重要文化財等に指定されたとき。

(2) 第17条の規定により景観重要建造物等に指定されたとき。

3 第19条第4項の規定は、景観形成建築物等の指定の解除について準用する。

(平24条例20・旧第21条繰下・一部改正)

第6章 景観協定

(平24条例20・章名改称)

(景観の形成に関する協定の締結)

第24条 一定の地区内にある土地又は建築物等の所有者等は、法第81条第1項に規定する土地所有者等の全員の合意により、当該地区内における建築物の規模、壁面の位置、色彩又は形態の基準、緑化の基準その他景観の形成を図るため必要な事項に関する協定(以下「景観協定」という。)を締結することができる。

2 景観協定は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 景観協定の名称
 - (2) 景観協定の主体組織及び代表者名
 - (3) 景観協定の目的
 - (4) 景観協定の対象となる土地の区域
 - (5) 景観協定の対象となる行為等の基準
 - (6) 景観協定の有効期間
 - (7) 景観協定に違反した場合の措置
- (平24条例20・旧第22条繰下・一部改正)

(景観協定の認定)

第25条 市長は、前条の規定により締結された景観協定が景観の形成に寄与するものであると認めるときは、法第83条第1項の規定に基づき、これを景観協定として認定するものとする。

2 前項の規定による認可を受けようとする者は、前条第2項各号に掲げる事項を記載した協定書を作成し、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項の認可をしたときは、法第83条第3項の規定に基づき、その内容を公告するとともに、規則で定めるところにより、当該景観協定を締結した所有者等の代表者に通知しなければならない。

(平24条例20・旧第23条繰下・一部改正)

(景観協定の変更等の認可)

第26条 前条第1項の認可を受けた者は、景観協定において定められた事項を変更し、又はこれを廃止したときは、景観協定に係る土地所有者等の全員の合意をもってその旨を定め、規則で定めるところにより、速やかに市長の認可を受けなければならない。

(平24条例20・旧第24条繰下・一部改正)

(景観協定の取消し)

第27条 市長は、景観協定の内容が景観計画の趣旨に適合しなくなったと認めるときは、その認可を取り消すものとする。

(平24条例20・旧第24条繰下・一部改正)

第7章 表彰、助成等

(表彰)

第28条 市長は、景観の形成に寄与していると認められる建築物等その他の物件について、

その所有者、設計者又は施工者を表彰することができる。

- 2 市長は、景観の形成に関する運動を推進している者その他景観の形成に貢献している者を表彰することができる。

(平24条例20・旧第26条繰下・一部改正)

(助成等)

- 第29条 市長は、景観の形成のために必要と認める場合は、技術的援助を行い、又はその費用の一部を予算の範囲内において助成することができる。

(平24条例20・旧第27条繰下・一部改正)

第8章 景観審議会

(平24条例20・章名改称)

(設置)

- 第30条 市長の諮問に応じ、景観の形成に関する事項を審議するため、日田市景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平24条例20・旧第28条繰下・一部改正)

(組織)

- 第31条 審議会は委員20名以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 市民及び事業者の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市職員

(平24条例20・旧第29条繰下・一部改正)

(任期)

- 第32条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(平24条例20・旧第30条繰下)

(臨時委員)

- 第33条 第31条の規定にかかわらず、特別の事項を審議する必要があるときは、審議会に臨時委員を若干名置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が委嘱又は任命する。

- 3 臨時委員は、当該審議事項の審議が終了したときに解任されるものとする。

(平24条例20・旧第31条繰下・一部改正)

(会長)

第34条 審議会に会長を置き、委員の互選により決める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(平24条例20・旧第32条繰下)

(会議)

第35条 審議会は、委員(臨時委員を含む。以下同じ。)の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(平24条例20・旧第33条繰下)

(庶務)

第36条 審議会の庶務は、土木建築部に置く。

(平24条例20・旧第34条繰下)

(細則)

第37条 第30条から前条までに定めるもののほか、審議会について必要な事項は、規則で定める。

(平24条例20・旧第35条繰下・一部改正)

第9章 雑則

(他の条例との調整)

第38条 第8条の規定により指定した景観形成重点地区と日田市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成15年条例第31号)に規定する伝統的建造物群保存地区が重複する区域において、この条例は適用しない。

(平24条例20・旧第36条繰下・一部改正)

(委任)

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例について必要な事項は、別に規則で定める。

(平24条例20・旧第37条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条から第27条までの規定は、規則で定める日から施行する。(平成4年規則第9号で、平成4年6月1日から施行)

附 則(平成15年9月25日条例第31号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、都市計画に定める伝統的建造物群保存地区に係る都市計画の決定の告示のあった日(附則第4項において「施行日」という。)から施行する。ただし、第12条の規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。(平成16年告示第117号により、平成16年7月15日から施行)
- (日田市都市景観条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 前項の規定による改正後の日田市都市景観条例第36条の規定は、施行日以後に同条例第10条第1項各号に掲げる行為をしようとする場合について適用する。ただし、施行日前に同項の規定により届出がされている行為については、なお従前の例による。

附 則(平成16年12月21日条例第31号)抄

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成17年3月22日から、第2条の規定及び次項から附則第14項までの規定は同年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月22日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(日田小鹿田焼の里景観計画による届出行為等に関する条例の廃止)
- 2 日田小鹿田焼の里景観計画による届出行為等に関する条例(平成19年条例第40号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行前に改正前の日田市都市景観条例(以下「旧条例」という。)若しくは廃止前の日田小鹿田焼の里景観計画による届出行為等に関する条例の規定により届出がなされた行為又は建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請をした行為については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第28条の規定により設置された日田市都市景観審議会委員に委嘱又は任命されている者は、その任期中に限り、改正後の日田市景観条例第30条の規定により設置された日田市景観審議会の委員に委嘱又は任命されたものとみなす。
- 5 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例又は廃止前の日田小鹿田焼の里景観計画による届出行為等に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
(日田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 6 日田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第167号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

別表第1(第12条、第15条関係)
(平24条例20・追加)

景観計画区域(景観形成重点地区を除く。)

区分		規模等
建築物	新築、増改築若しくは移転又は大規模な修繕若しくは模様替え	高さが18メートルを超え、又は延べ面積が3,000平方メートルを超えるもの(ただし、商業地域においては、高さが15メートルを超えるものとする。)
	外観の色彩の変更	
建築物以外	新設、増改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さが3メートルを超えるもの
	擁壁、垣、さく、門、塀その他これらに類するもの	高さが6メートルを超えるもの
	煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さが15メートルを超えるもの
	コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さが4メートルを超え、又は表面積の合計が10平方メートルを超えるもの
	広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、ネオンサインその他これらに類するもの	高さが8メートルを超えるもの
	高架水槽、サイロ、物見塔、石油タンク、ガスタンクその他これらに類するもの	
	ゴルフ練習場、アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュシープラントその他これらに類するもの	敷地面積が3,000平方メートル以上のもの(用途地域内においては、面積による適用の除外はない。)
	屋外における物品の集積又は貯蔵の用に供する施設その他これらに類するもの	敷地面積が1,000平方メートル以上のもの
	立体駐車場	築造面積が50平方メートルを超えるもの

別表第2(第12条関係)

(平24条例20・追加)

景観形成重点地区(小鹿田焼の里地区を除く。)

区分		規模等
建築物	新築、増改築若しくは移転	規模の制限なし

建築物以外	擁壁、垣、さく、門、扉その他これらに類するもの 煙突、排気塔その他これらに類するもの コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、ネオンサインその他これらに類するもの 高架水槽、サイロ、物見塔、石油タンク、ガスタンクその他これらに類するもの ゴルフ練習場、アスファルトグラント、コンクリートグラント、クラッシュヤードラントその他これらに類するもの 屋外における物品の集積又は貯蔵の用に供する施設その他これらに類するもの 立体駐車場 仮設又は地下に設ける工作物 宅地その他の土地 木竹、生垣	又は大規模な修繕若しくは模様替え	新設、増改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	規模の制限なし
		除却	道路に面する外観又は建築物の全体外観の1/2を超えるもの	
		外観の色彩の変更	高さ1.5メートルを超えるもので、かつ、延べ長さが5メートルを超えるもの	
			高さ3メートルを超えるもの	
			高さ8メートルを超えるもの	
			高さが2メートルを超え、又は表面積の1面が1平方メートルを超えるもの	
			高さ8メートルを超えるもの	
			敷地面積が3,000平方メートル以上のもの(用途地域内においては、面積による適用の除外はない。)	
			敷地面積が1,000平方メートル以上のもの	
			敷地面積が50平方メートルを超えるもの	
	築造、規模の変更又は外観の変更	規模の制限なし		
		高さ1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴うもの		
		高さ5メートルを超えるもの若しくは地上1.5メートルの位置における周		

		囲が50センチメートルを超え る木竹又は生垣で延べ長さが5メートルを超えるもの
	その他市長が認める行為	規模の制限なし

小鹿田焼の里地区

区分		規模等
建築物	新築、増改築若しくは移転又は大規模な修繕若しくは模様替え	建築面積が10平方メートルを超えるもの
		道路に面する外観又は建築物の全体外観の1/2を超えるもの
建築物以外	外観の色彩の変更	高さ1.5メートルを超えるもので、かつ、延べ長さが5メートルを超えるもの
		高さ3メートルを超えるもの
	新設、増改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さ8メートルを超えるもの
		高さ5メートルを超えるもの若しくは地上1.5メートルの位置における枠の周囲が50センチメートルを超える木竹又は生垣で延べ長さが5メートルを超えるもの
伐採又は植栽	当該行為に伴い生ずるのり面又は擁壁の高さが1.5メートルを超えるもの	
擁壁、垣、さく、門、塀その他これらに類するもの	採取又は掘探	当該行為に伴い生ずるのり面又は擁壁の高さが1.5メートルを超えるもの
煙突、排気塔その他これらに類するもの	採取又は掘探	当該行為に伴い生ずるのり面又は擁壁の高さが1.5メートルを超えるもの
コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	採取又は掘探	当該行為に伴い生ずるのり面又は擁壁の高さが1.5メートルを超えるもの
木竹、生垣	採取又は掘探	当該行為に伴い生ずるのり面又は擁壁の高さが1.5メートルを超えるもの
土石の類、鉱物	採取又は掘探	当該行為に伴い生ずるのり面又は擁壁の高さが1.5メートルを超えるもの
物件	集積、堆積又は貯蔵	堆積する期間が90日間を超えるもの
	その他市長が認める行為	規模の制限なし



○日田市景観条例施行規則

平成4年5月25日
規則第10号

目次

第1章	総則(第1条・第2条)
第2章	行為の届出等(第3条—第7条)
第3章	景観重要建造物等及び景観形成建築物等(第8条—第16条)
第4章	景観協定(第17条—第20条)
第5章	雑則(第21条・第22条)
附則	
第1章	総則

(趣旨)

第1条 この規則は、日田市景観条例(平成24年条例第20号。以下「条例」という。)及び景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平24規則13・一部改正)

(建築物以外の工作物)

第2条 条例第2条第3号に規定する建築物以外のもので規則で定める工作物は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 擁壁、垣、さく、門、塀その他これらに類するもの(建築物に該当するものを除く。)
- (2) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- (3) コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- (4) 装飾塔、記念塔、ネオンサインその他これらに類するもの
- (5) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- (6) 石油タンク、ガスタンクその他これらに類するもの
- (7) 立体駐車場(建築物に該当するものを除く。)
- (8) ゴルフ練習場その他これに類するもの(建築物に該当するものを除く。)
- (9) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュャープラント、その他これらに類するもの(建築物に該当するものを除く。)
- (10) 屋外における物品の集積又は貯蔵の用に供する施設その他これらに類するもの(建築物に該当するものを除く。)
- (11) その他市長が指定し、告示したものの

第2章 行為の届出等

(平24規則13・章名改称)

(景観計画区域内における行為の届出)

第3条 条例第10条第1項に規定する行為の届出は、建築行為等届出書(様式第1号)2通を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、別表第1及び別表第2に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表に定める図書を添付しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるものについては、この限りでない。

3 市長は、必要と認めるときは、前項の規定により添付すべき図書のほか、完成予想図その他の図書の添付を求めることができる。

(平24規則13・一部改正)

(景観形成重点地区における届出を要する行為)

第4条 条例第10条第2項第4号に規定する届出が必要と認める行為で規則に定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 自動販売機の設置
 - (2) 案内板等の設置
- (平24規則13・追加)

(通常の管理行為等)

第5条 小鹿田焼の里景観形成重点地区において条例第12条第1項第1号に規定する規則で定める通常の管理行為等は、次に掲げるものとする。

- (1) 農林業又は祭業を営むための土地の形質の変更
 - (2) 泉源を目的とする土地の形質の変更
 - (3) 農林業又は祭業を営むための屋外における物件の堆積
 - (4) 日田市森林整備計画に基づく施業行為(木竹の植栽又は伐採を除く。)
- (平24規則13・旧第4条線下・全改)

(届出を要する行為の通知)

第6条 条例第12条第1項ただし書に規定する行為の通知は、建築行為等通知書(様式第2号)2通を市長に提出して行うものとする。

2 第3条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

(平24規則13・旧第5条線下・一部改正)

(勧告又は命令)

第7条 市長は、条例第14条第1項の勧告又は命令については、その内容を記載した文書により通知するものとする。

(平24規則13・旧第6条線下・全改)

第3章 景観重要建造物等及び景観形成建築物等

(平24規則13・章名追加)

(景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の通知)

第8条 条例第17条第3項に規定する景観重要建造物の指定の通知は、次に掲げる事項を記載した景観重要建造物指定通知書(様式第3号)によるものとする。

(1) 指定番号及び指定の年月日

- (2) 景観重要建造物の名称
 - (3) 景観重要建造物の所在地
 - (4) 景観重要建造物の所有者の氏名及び住所
 - (5) 指定の理由となった外観の特徴
 - (6) 法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲
- 2 条例第17条第3項に規定する景観重要樹木の指定の通知は、次に掲げる事項を記載した景観重要樹木指定通知書(様式第4号)によるものとする。
 - (1) 指定番号及び指定の年月日
 - (2) 景観重要樹木の樹種
 - (3) 景観重要樹木の所在地
 - (4) 景観重要樹木の所有者の氏名及び住所
 - (5) 指定の理由となった樹容の特徴
- (平24規則13・旧第10条繰上・全改)

(景観重要建造物等の指定の解除)

第9条 条例第17条第3項に規定する景観重要建造物又は景観重要樹木(以下「景観重要建造物等」という。)の指定を解除するときは、指定解除通知書(様式第5号)により行なうものとする。

(平24規則13・追加)

(標識の表示)

第10条 条例第17条第4項に規定する景観重要建造物等を指定したときは、景観重要建造物等に指定をされていることが、不特定多数の者によって視認できる標識(様式第6号)を設置するものとする。

(平24規則13・追加)

(景観重要建造物等の現状変更行為)

第11条 条例第18条に規定する景観重要建造物等の現状を変更するときは、現状変更許可申請書(様式第7号)2通を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請に対し、許可するときは現状変更許可通知書(様式第8号)を通知しなければならない。
- 3 市長は、第1項の申請に対し、不許可とするときは現状変更不許可通知書(様式第9号)を通知しなければならない。
- 4 法第22条の許可を受けた者で、景観重要建造物等の現状変更許可に係る行為が完了したときは、現状変更完了届出書(様式第10号)を、当該許可に係る行為を中止するときは、現状変更中止届出書(様式第11号)1通を速やかに市長に提出しなければならない。
(平24規則13・追加)

(景観形成建築物等の所有者等の同意)

第12条 条例第19条第3項に規定する景観形成建築物又は景観形成樹木(以下「景観形成建

建築物等]という。)の指定に係る所有者等の同意は、指定同意書(様式第12号)によるものとする。

(平24規則13・追加)

(景観形成建築物等の指定の通知)

第13条 条例第19条第4項に規定する景観形成建築物等の指定の通知は、指定通知書(様式第13号)によるものとする。

(平24規則13・追加)

(景観形成建築物等の現状変更行為の届出)

第14条 条例第20条に規定する景観形成建築物等の現状変更行為の届出は、現状変更行為届出書(様式第14号)2通を市長に提出して行うものとする。

2 第3条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(平24規則13・旧第11条繰下・全改)

(景観形成建築物等の所有者等の変更の届出)

第15条 条例第22条に規定する景観形成建築物等の所有者等の変更の届出は、景観形成建築物等所有者等変更届出書(様式第15号)1通を市長に提出して行うものとする。

(平24規則13・旧第12条繰下・一部改正)

(景観形成建築物等の指定の解除)

第16条 条例第23条に規定する景観形成建築物等の指定を解除するときは、指定解除通知書(様式第16号)により行なうものとする。

(平24規則13・旧第13条繰下・全改)

第4章 景観協定

(平24規則13・旧第5章繰上・一部改正)

(景観協定の認可の申請)

第17条 条例第25条第2項に規定する景観協定の認可の申請は、景観協定認可申請書(様式第17号)1通を市長に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、景観協定書の写し、景観協定の区域を表示する図面、その他の必要書類を添付しなければならない。

(平24規則13・旧第14条繰下・一部改正)

(景観協定の認可等の通知)

第18条 市長は、条例第25条第3項の規定により景観協定の認可をしたときは、景観協定認可通知書(様式第18号)により、景観協定の認可をしないときは、景観協定認可申請却下通知書(様式第19号)により当該申請者に通知するものとする。

(平24規則13・旧第15条繰下・一部改正)

(景観協定の変更等の届出)

第19条 条例第26条に規定する景観協定の変更等の届出は、景観協定変更・廃止届出書(様式第20号)により行うものとする。

(平24規則13・旧第16条繰下・一部改正)

(景観協定の取消し)

第20条 市長は、条例第27条の規定により景観協定の認可を取り消したときは、速やかに景観協定認可取消通知書(様式第21号)により当該協定を締結した所有者等の代表者に通知するものとする。

(平24規則13・旧第17条繰下・一部改正)

第5章 雑則

(平24規則13・旧第6章繰上)

(意見の聴取)

第21条 市長は、条例の適切な運用を図るため、必要があると認めるときは、日田市景観審議会のほか、学識経験者又は専門家の意見を聴くことができる。

(平24規則13・旧第18条繰下・一部改正)

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、この規則について必要な事項は、市長が定める。
(平24規則13・旧第19条繰下)

附 則

この規則は、平成4年6月1日から施行する。

附 則(平成24年3月28日規則第13号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(平24規則13・全改)

行 為	図 書			
	種 類	部 数	備 考	
建築物の新築、増築、改築、移転、除却、大規模な修繕若しくは模様替え	付近見取図	都市計画図(1/2500)を原則とする。	2	様式第1号(その1)
	配置図	敷地境界、建築物の位置を明記のこと。	2	
	平面図		2	
	立面図	外部及び建築設備、工作物、広告物等の	2	

	外構平面図	仕上げ及び色彩を明記のこと。 植栽は樹木名を明記のこと。	2	
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真	2	
建築物の外観の色彩の変更	付近見取図	都市計画図(1/2500)を原則とする。	2	
		配置図	2	
	立面図	外部仕上げ、色彩を明記のこと。	2	
		現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真	
	付近見取図	都市計画図(1/2500)を原則とする。	2	
		配置図	2	
		立面図	外部仕上げ、色彩を明記のこと。	
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真	2	
	宅地の造成その他の土地の形質の変更、土石類等の採取等、物件の堆積等	付近見取図	都市計画図(1/2500)を原則とする。	
平面図			変更前後の地形の形状を明記のこと。	2
配置図		変更前後の地形の形状を明記のこと。	2	
現況写真		行為地及び周辺の状況を示すカラー写真	2	
木竹の伐採又は植栽	付近見取図	都市計画図(1/2500)を原則とする。	2	
		平面図	木竹の位置及び樹木名を明記のこと。	2
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真	2	

別表第2(第3条関係)

(平24規則13・全改)

小鹿田焼の里景観形成重点地区

行為	図書			備考		
	種類	縮尺	部数			
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	付近見取図	5,000分の1以上	2	様式第1号(その2)		
		配置図	100分の1以上		2	
	設計図書	平面図	100分の1以上		2	
		立面図	100分の1以上		2	
		屋根伏図	100分の1以上		2	
	工事仕上表		2			
	現況カラー写真		2			
	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	付近見取図	5,000分の1以上		2	様式第1号(その3)
			配置図		100分の1以上	
		設計図書	平面図		100分の1以上	
断面図			100分の1以上	2		
工事仕上表			2			
現況カラー写真		2				
土石の採取、敏物の掘採その他の土地の形質の変更	付近見取図	5,000分の1以上	2	様式第1号(その4)		
	設計図書	200分の1以上	2			
	現況カラー写真		2			
	付近見取図	5,000分の1以上	2			
木竹の植栽又は伐採	現況カラー写真		2			
	付近見取図	5,000分の1以上	2			
	設計図書	200分の1以上	2			
屋外における物件の堆積	設計図書	200分の1以上	2			
	現況カラー写真		2			

様式(省略)

